

公 安 委 員 会 会 議 錄

開 催 日 時		自 午後 1時00分 令和7年12月17日（水） 至 午後 2時57分
開 催 場 所		山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出 席 者	公 安 委 員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 犯罪被害者週間の取組結果

警務部長から、

犯罪被害者週間は、11月25日から12月1日までの1週間を設定し、集中的に広報啓発活動を実施することで、犯罪被害者等基本計画で掲げられた重点課題の一つである「国民の理解の増進」を図るものである。

(1) 警察本部の取組

ア 本年度で19回目となる令和7年度犯罪被害者週間in宇部を開催し、犯罪被害者等の手記を朗読することで、被害者や遺族の思いを伝える活動

イ 山口県警察視閲式での被害者支援広報活動

ウ 犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュッとちゃん」の普及に向け、県警察幹部の公用名刺に「ギュッとちゃん」シールを貼付するなどの取組

エ 民間企業に対する犯罪被害者等支援の啓発活動

(2) 各警察署の取組

ア 各種イベントにおける広報啓発活動

イ デジタルサイネージや地元ラジオ・広報誌を活用した広報活動

(3) 反響

犯罪被害者週間in宇部における参加者から、「犯罪被害者に対する支援活動をもっと世間が知るべきだと思う。」「手記朗読を聞き、こんなに悲しいことはあつてはならないと感じた。」「事件や事故などの被害に遭うことは他人事ではないと感じた。」といった声があった。

(4) その他

警察庁では、令和8年度から、11月1日から12月1日までの1か月間を「犯罪被害者月間」に定め、国民の理解の増進に向けた取組の強化を図ることとしている。

旨の説明があった。

今村委員から、「犯罪被害者等支援シンボルマークであるギュッとちゃんの普及や犯罪被害者等支援情報を県民に届けるため、シール以外のグッズは用意しているのか。支援に係る情報を県民に届ける際、犯罪被害者の方が仮に人目に付かない場所で支援情

報を入手したい場合、カード状の資料をトイレの個室に設置するといった手法もある。」旨の発言があり、警務部長から、「効率的な普及方策について、これからも検討していく。」旨の説明があった。

弘永委員から、「犯罪被害者等支援の取組について、県民にどのように知つてもらつかが大切である。企業などの協力も必要であり、商工会議所などを通じて周知してもらうことも一つの手段である。例えば、広く個人から寄付を受けるには、減税措置などがあれば効果的であると思う。多くの方から協力をいただくためには工夫も必要ではないか。」旨の発言があり、警務部長から、「被害者支援センターでは、自動販売機の売り上げから寄付を受ける活動も行っている。」旨の説明があった。

野村委員長から、「犯罪被害は、災害被害と同じく他人事と考えてはならない。いつ誰が犯罪被害者になるかわからないので、その支援活動についても県民に理解してもらう必要がある。最近の裁判でも、犯罪被害者の声を直接裁判官に伝えるようになっており、犯罪被害者や遺族の声を届けていくことは重要な意味があるのではないか。」旨の発言があった。

2 積雪・凍結路面等における交通規制訓練の実施結果

地域部長から、

昨年度の殉職事案発生後、地域部では交通部と連携し再発防止対策を実施しており、その効果を確認するための訓練を行った。また、各警察署の通信指令担当においても交通事故発生時における指揮・指令能力の向上に取り組んでいる。

(1) 積雪・凍結路面における交通規制訓練

ア 内容

- 物損事故等が連續発生した想定で、11月26日から11月28日までの間、全警察署の地域課員、交通課員及び一般当番員を対象にオンラインで机上訓練を実施
- 場所は、地域企画課において、対策必要箇所から選定
- 確認事項は、交通規制要領、受傷事故防止指示及び資機材の活用等

イ 結果（良好点）

- 想定に応じた全面通行止めや、う回路措置を含む的確な移行の実施
- 警察署通信指令担当からの具体的かつ効果的な受傷事故防止指示

(2) 主要交差点における交通規制訓練

ア 内容

- 交差点全面が通行不可の想定で、積雪・凍結路面における交通規制訓練と併せて実施
- 場所は、交通指導課において、交通量の多い交差点を選定
- 確認事項は、交通規制要領、う回路の設定及び規制解除等

イ 結果（良好点）

- 大型車の通行に配意したう回路の設定
- 状況に応じた規制の拡大や縮小を隨時検討

(3) 警察署の署境付近における交通規制訓練

ア 内容

- 重大事故が発生した想定で、12月1日から12月5日までの間、隣接する2つの警察署の署境付近ごとに、全警察署の地域課員を対象として無線指令後、実際のパトカーを使用して実施
- 場所選定は、通信指令課において、署境付近の危険予想箇所を選定

- 確認事項は、署境における警察署間の連携及び的確な指示等
- イ 結果（良好点）
 - 事故発生認知から、警察署間での役割分担等の適切な指揮
 - 事故現場直近の駐在所員の早期対応

(4) 課題

- 現着時の事故状況や追加事案に伴う早め早めの応援要請
- 装備資機材の撤収方法、退避場所確保の徹底
- 警察署通信指令担当者や現場責任者のレベルアップ

(5) 反響・効果

見学者を集めるなど、広く警察署全体の取組として臨んだ警察署もあり、実施警察署の幹部からは、「全面通行止め、資機材の活用など二次被害防止の観点も含め、事故防止意識の定着につなげていきたい。」との意見があった。

全警察署とも、冬季到来に伴う悪天候時の対応などを警察署員に徹底し、警察本部においても緊張感を持って各種対策の継続と確認を実施していく。

旨の説明があった。

今村委員から、「昨年の殉職事案発生以降、再発防止に対する機運が高まっていると思う。現場で対応している警察官に対し、通信指令担当者は冷静に正確性の高い指令を行うことが大切であると思うので、さらにレベルアップできるようにお願いする。」旨の発言があった。

弘永委員から、「積雪の恐れが高まる前であり、適切な時期に行われた訓練だと思う。訓練を生かして受傷事故の未然防止に努めてほしい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「他県での会議で、当県における交通事故時の交通規制要領や対応要領に関する発表を行ったところ、適切に対応されているとの評価を受けた。対策がマニュアル化されていても徹底できていないこともあるので、訓練を通じてマニュアルを適宜見直していくと良い。積雪・凍結期に備え、殉職事案が二度と無いようお願いする。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

捜査第一課長から、10月8日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、交通指導課長から、11月12日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、それぞれ調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(2) 自動車運転代行業者に対する営業停止命令

交通企画課長から、自動車運転代行業者に対する営業停止命令について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の結果

公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査結果について、報告を受けた。

(2) 令和7年11月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和7年11月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・

答弁の状況について、報告を受けた。

(3) 航空操縦士の派遣による運用

警備課長から、航空操縦士の派遣による運用について、報告を受けた。

(4) 山口県公安委員会事務の専決状況

交通指導課長から、11月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、11月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、11月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。